

令和7年10月 定例教育委員会 議事録

日 時	令和7年10月30日（木）	開会 17時30分 閉会 18時24分
場 所	教育委員会室	
出席者	教育長	寺岡 悌二
	教育委員	福島 知克（教育長職務代理者）
	教育委員	山本 隆正（議事録署名委員）
	教育委員	新谷 なをみ
	教育委員	松浦 倫
	教育委員	田中 淳子
事務局職員	教育部長	矢野 義知
	教育部次長兼図書館共創交流局長	稲尾 隆
	学校教育課長	宮川 久寿
	社会教育課長	津川 文隆
	図書館共創交流局参事兼図書館長	西澤 和江
	教育政策課参事	時松 哲也
	学校教育課参事	藤内 護
	学校教育課参事兼教育相談センター所長	藤原 良浩
	学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）	
		種村 由加
	教育政策課課長補佐兼教育政策係長	加藤 雄海
	教育政策課	佐藤 元昭
	傍聴人	0名
議事日程	第1	議事録署名委員の指名について
	第2	別府市立小学校・中学校学校管理規則の一部改正について【議第42号】
	第3	別府市立幼稚園管理規則の一部改正について【議第43号】
	第4	指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱の制定について【議第44号】
	第5	最高教育A I 責任者補佐官の委嘱について【議第45号】
その他	11月定例教育委員会の開催日程について	

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和7年10月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は山本委員にお願いいたします。

◎ 別府市立小学校・中学校学校管理規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第42号 別府市立小学校・中学校学校管理規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課参事 それではよろしく申し上げます。1ページ目をご覧ください。議第42号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

2ページをお開きください。改正理由としましては、令和4年1月に策定いたしました別府市立学校業務改善計画に基づき、円滑な学校運営ができるよう、各長期休業日における教員業務を勘案した適切な学期及び長期休業日について令和6年から令和7年にかけて検証した結果、規則を改正しようとするものでございます。

その内容につきましては、3ページをご覧ください。大きな変更点は2点あります。まず第3条のとおり、現行では7月21日から8月31日までとされています夏季休業日を4日間短縮し、7月21日から8月27日までとすること。次に、現行では3月27日から3月31日としています。学年末休業日を4日間延長し、3月23日から3月31日までとすることです。特に、例年ですと年度末の修了式が3月26日で、翌27日からが学年末休業日でしたが、4日間前倒しにして、年度末の事務作業に十分な時間を確保することとしました。つまり、学年末休業日を含めた、いわゆる春休みを4日間長くした分いわゆる夏休みを短くし、2学期の始まりを8月28日としています。2学期の始まりを早くし8月28日とすることで、熱中症等の健康被害の影響も考えましたが、別府市には教室、特別教室、体育館に空調設備が整備されているため、大きな影響はないと考えます。以上お諮りいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 基本的には賛成でいいと思います。心配なのは、春休みは児童生徒が自分の属する学級がなくなって、そして担任の先生も転勤になったりすると、連絡を取る場所というものがちょっとあやふやになる時です。そこは4日間伸びるわけですから、春休みの指導を丁寧に行って、春休み中に事故など何かあったときには連絡はここにしてください、というようなことを丁寧に伝えてあげたら、延長になったとしても、保護者の方も心配事もないのではないかと思いますので、そこだけ気をつけてもらえればと思います。

学校教育課参事 各学校にアンケートをとった際に、今新谷委員から出されたことが、少ないのですが意見としてはありました。春休みが長くなることによって、いろんな生徒指導も含めた心配があるのではないかと。そこは今おっしゃっていただいたように、しっかり連絡体制を整えるとともに、引継をしっかりと旧メンバーとやった上で春休みを迎えられるように、丁寧に指導していくよう学校とも連携をとっていきたいと考えております。以上でございます。

山本委員 今は結構バラバラなのかなという気がするのですが、他の市町村や県立など、その辺がどうなっているのか、その比較を教えてください。

学校教育課参事 県内 18 市町村の教育委員会にお尋ねしました。今持ち合わせていないのですが、3、4つの市町村が夏休みを短くしていないというところがございます。大分市が一旦短くして、そしてまた9月1日に戻したというところで、熱中症のこと等も考えたのですが、別府市としましては、先程申しましたように空調設備が整っているということもありますので、問題ないのではないかとということになっております。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 42 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 42 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第 43 号 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは4ページをお開きください。議第 43 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。改正理由につきましては、令和8年3月31日に南幼稚園、大平山幼稚園、べっぷ幼稚園が閉園することにより通園区の見直しが必要であるため、規則を改正しようとするものでござ

います。

5ページをお開きください。本規則の第10条第1項中「別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則別表に規定された小学校の通学区域」を「別表のとおり」に改め、別表第10条関係を加えるものでございます。具体的に申しますと、閉園する3園を、それぞれ境川幼稚園、朝日幼稚園、緑丘幼稚園、山の手幼稚園に入れる形となります。また附則に、この規則は、令和8年4月1日から施行する、そして準備行為として、この規則の施行前においても改正後の第10条第1項の規定により、これに関し必要な手続きその他の行為を行うことができる、としております。なお、改正後の同規則の別表で示す各小学校区の範囲を規定する別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則につきまして、住居表示の実施に伴い表記を改正する必要があるため、今後規則を改正する予定であることを申し添えます。以上、別府市立幼稚園管理規則の一部改正についてお諮りいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 例えば南小学校の校区から山の手幼稚園に園児が通うときに、基本は徒歩を想定しているのか、そうすると通学路の安全性の見直しなどそういうものも同時に行われているのでしょうか。

学校教育課長 山の手校区にかなり近い南校区に住所がある子どもは、歩いてくることがあることは想定しております。ただ、遠くから歩いてくる子どもは、やはり難しいところもありますので、自家用車による保護者の送迎ということも視野に入れております。それから、通学路の変更につきましては、主要通学路というものを学校が作成をする形になりますので、その辺りの見直しも必要になってくることも想定しております。以上でございます。

山本委員 幼稚園の通園というのが今ひとつ分からないのですが、やはり家庭によっては、例えば朝見川の辺りから幼稚園生がひとりで通園することも可能性としてはあるのですか。

学校教育課長 可能性としてはございます。ただ、やはり親御さんもそのあたりのところを配慮して、例えば近くのお子さんと一緒にいくとか、小学生のお兄ちゃんお姉ちゃんが近くに住んでいればお願いするとか、そのあたりは保護者の判断で通園しているというふうに考えております。ただ、可能性としては1人で通園することもあります。

山本委員 今、共働きで働いている方も多いですから、連れて行こうと思っても連れていけない状況ということは発生するかと思いますので、学校と教育委員会としても、やはり安全性をどういうふうに担保するかというのは一応検討しておいた方がいいかと思えます。

田中委員 ちょっと関連なのですが、幼稚園は何時から受け付けているのですか。幼稚園では実際、バスがあるところは9時半ぐらいに到着したりということ

もありますが、親の車で連れて行く場合は、親の関係だったら8時頃とか7時半に連れていきたいなど、その辺のお話は何か出ているのですか。

学校教育課長 その点につきましては、幼稚園は今大体8時前後には受け入れを開始していると聞いております。それに合わせて、職員はやはりちょっと前に出勤をして、というところが生じております。ですから、7時45分ぐらいから準備をしながら、一応幼稚園の方は受ける準備はしております。ただ8時前後から通園してくるというのが一般的でございます。

田中委員 いろんなことが出てきそうですね。特例で今日は7時半に連れて行きたいといったときや、正規の先生が遅くまで残っているいろんなことをするとき、ちょっとその間の見守りの人がいるとか、そこに支援員さんがいるとか、そんな形も想定してないと、いる人だけで何かをしようとする働き方に負担がかかってくるかなという感じはします。

学校教育課長 その点につきましても保護者としてしっかり連絡を取りながら、突発的なことはなかなか難しいかもしれませんが、早く連れて行きたいとかそういったところは事前に分かっていたら、幼稚園のほうも何とか対応しているのではないかと考えております。

新谷委員 ちょっと聞き損ねたのかもしれないのですが、境川幼稚園と緑丘幼稚園の2か所に別府中央小学校区全部ということが記載されているのですが、これはどういうことですか。

学校教育課長 これは就学前教育・保育ビジョンというものがこれまで出されているのですが、その予定に従って変更を記載している部分になります。令和8年度はべっぶ幼稚園が、境川幼稚園と緑丘幼稚園の2園を選択といいますか、2園に通園することができるというふうになっていたものですから、そのとおりに従っているところでございます。

新谷委員 校区的に通える距離なのですか。

学校教育課長 校区として一番近いのは境川幼稚園になると捉えております。ただ緑丘幼稚園のほうにも必要に応じて通園することができる、ビジョンではそうなっております。

山本委員 別府中央小学校区のこの部分の人が緑丘幼稚園に行って、この部分の人が境川幼稚園に行って、というように区域を分けるわけではないんですね。

学校教育課長 区域を分けるものではございません。

山本委員 やはり登下校の安全性というものをどういうふうに担保するかということとは考えておいた方がいいかと思えます。

寺岡教育長 そのビジョンであれば、今度は7園になるということですか。

学校教育課長 令和9年度からは7園になります。そして境川幼稚園が残り、緑丘幼稚園は令和8年度末をもって閉園するということになります。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第43号は原案に対し議決することに異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第43号は議決することに決定いたしました。

◎ 指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第44号 指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは8ページをお開きください。議第44号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。制定の理由といたしましては、地域の実情や園児・児童・生徒・保護者の意向に配慮し、子どもたちがより安心して通学できる教育環境を整備する観点から、これまでの幼稚園、小学校、中学校に係る学区外就学許可に関する要綱を廃止し、新たに要綱を制定しようとするものでございます。

具体的にご説明いたします。新たな要綱の制定により、これまでの学区外許可要件の19項目に隣接校を追加しております。これは新入園・新入学児、そして転入時に限り、本来の通園、通学校に隣接する幼稚園、小・中学校への就学等を希望する場合、市が指定した幼稚園、小・中学校を変更することができるというものでございます。指定校の変更にあたりましては、通学距離や通学時間が、園児・児童・生徒の特性等を踏まえ、安全確保の観点や学校施設の状況等を考慮した上で申請していただくことになります。また、従来の学区外就学許可事由、例えば、転居や教育上の配慮、家庭の事情等につきましても、継続して指定校変更制度の中におきまして対応してまいります。今後は、12月1日から幼稚園の入園受付が始まることから、それまでの間に関係機関への周知を行うとともに、12月の市報、そして市ホームページ、LINEのセグメント配信等で広く周知してまいります。なお、このことにつきましては、11月25日に市長定例記者会見で正式に公表する予定でございます。参考として、別添のカラー刷りの資料を配布しておりますので、そちらも併せてご覧ください。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 今まで校区外で通学を希望する児童生徒がいたと思うのですが、自由度というか、保護者や児童生徒が選択できるというのは、今のこれからの時

代のニーズに合っていると思います。ですが、例えば不登校の生徒がいたら家庭訪問に行ったりとか、今はあまり行っていないのかもしれませんが、そういうことがたくさんあった時代から考えると、先生たちがちょっと離れたところに家庭訪問に行ったり、何か教員の負担みたいなものについては、特にご意見とか学校から何か要望とか、そういうものはなかったでしょうか。

学校教育課長 今ご指摘がありましたとおり、通学区域で学区外を超えた児童生徒の対応というのは、学校もこれまででもしてきております。昨年度は、幼稚園・小学校・中学校、すべてにおいて考えたときに800人ぐらいが学区外申請をしております。そういった現状の中で、先生方から、それによって非常に負担が増したとかそういった声というのは全く聞いておりません。ただ、この件につきましては、この定例教育委員会を経た後に、小・中学校に連絡をして、校長先生方のご理解をいただくようにしているところでございます。

新谷委員 隣接とかそういう区域ならいいのですが、私が校長でいたときは、学校の評判を聞いて、この中学校はあまり評判がよくないので違う中学校に行きたい、というような電話がかかってきたことも1件じゃなかったんです。ですから、評判の悪い学校に行きたくない、というようなことが発生すると、市立学校とか公立学校のシステムが崩れるような、そんな心配もちょっとあります。

学校教育課長 ご心配の点について、我々もそこはとても懸念しております。偏りが生じるとかそういうところはとても懸念されるところでありますが、市民のニーズ、保護者のニーズ等を踏まえて、一応このような形でさせていただく。その中で、今ご指摘のありました懸念の件が出ましたら、少しずつ修正を加えながらやっていこうと考えております。

新谷委員 このシステムがもう始まると思うのですが、1年後とか2年後とかに校長や一般の先生方のヒアリングをぜひ行って、良かった点と困った点、そういうものを聞いて、もう一度検討するような機会が必要じゃないかなと私はちょっと心配があります。

学校教育課長 お隣の**大分市**がこの制度を導入してもう10年以上になります。大分市も、定期的にそのあたりは状況を見ながら見直しをしているということもありますので、それに倣いながら**別府市**でもやっていきたいというふうを考えております。

山本委員 今まで校区外の変更といいますが、この別表第1に示す内容のものは認めてきているわけですね。これに、今回の隣接する学校にも移れますよということ、保護者とか本人の希望により取り入れました、ということですが、今でも結構いろんな理由があるのですが、それでも網羅し切れない部分というのがどういうニーズなのかということをお教えいただきたいです。

学校教育課長 一番大きいのは通学距離であります。これまでは、通学距離ということで申請があった場合、隣の学校に行ったほうが近いのに遠くまで行かなければいけないので、隣の小学校に行きたいんだけど、というような話があったときには、距離についてはこの許可事項の中には入ってなかったわけです。ところが、昨今、酷暑の関係で熱中症だとか、あるいは幹線道路を渡って通学しなきゃいけないとか、そういった健康上、通学上の安全、こういったことを考えたときに、やはり長距離を歩かせることのリスクよりも、安全を考えたときに近くに行くことができる、そういったものがひとつ隣接校制度というもので解消されるのではないかと、ということからこの制度を導入したというところはございます。

山本委員 そもそも校区割りが悪いのではないですか。

学校教育課長 校区割りのところもあるかとは思いますが、実際にそこに住んでいる方の声をしっかりと聞いて、そういったニーズに応えることができればということで、今回のこれらの制度を導入した次第であります。

山本委員 かといって、理由は書かないんですか。これを申し出る理由を。例えば距離が何キロで、こちらが何キロで、こちらの方が近いから変えさせてください、という理由書のようなものを出すわけではないんですよね。

学校教育課長 特にそういったものはございません。隣接する校区であれば認めます。選択肢のひとつとして検討して、保護者に判断していただく、それだけでございます。

山本委員 他に何か想定されるニーズというものがあるのですか。

学校教育課長 距離的なものと、先程申しました健康上、安全上の配慮というところがやはり一番大きいかと今のところこちらでは想定しております。

山本委員 一般的に考えるといじめとかいろいろありますが、それはまた別にあるわけですよね。

学校教育課長 それはこれまで 19 項目がありましたけれども、この隣接校以外の要件に照らし合わせて対応していくというのがこれまでのところであります。

山本委員 だから今後はこういうふうにしていきますといったときに、どういう理由付けをするのか、何かちょっと曖昧かなという感じがしています。他にもいろんな制度があるのが前提でこの制度を作っているのでしょうかけれども、一般的に聞くと、この学校で合わないからこっちに変わりたい、ということができないみたいな、そういう制度に聞こえるけれども、そうじゃないんですよね。

学校教育課長 そういったことで保護者が判断をする場合も中にはあるかもしれません。先程新谷委員がおっしゃったように、例えば部活動であったり、学力であったり、あるいは先生の資質であったり、そういったところを保護者と、

子どもも含めて、になろうかと思いますが、判断をした上で隣接のほうに行くという選択をしたのであれば、それを認めるというところであります。

山本委員 だからもうひとつの可能性としては、こちらの学校の教育よりもこっちの教育がいいとか、部活も含めてそういうことで選択していくということも認めるという、それだったら隣接じゃなくても市内どこでもいいですよ、ということにはならないんですか。

学校教育課長 市内全域となりますと、やはり偏りなどがかなり進むこともありますし、何よりも、これまで学区制度でずっとやってきていて、小中学校は基本的には通学方法としては徒歩ということで考えてきています。自転車とか公共交通機関とかそういったものは使わないようにしてきているところもございいます。そういったところも考えまして、徒歩で通学できる、そして安全上、健康上安全が担保できる学校を保護者が選んで、というところでも考えております。

山本委員 先程も言いましたが、そうすると通学路というのがやはり結構崩壊してくるといいますか、隣接だからいいということも言うけれども、やはり通学の安全性というのをきちんと考えないと、これでどんどんこういう転校が増えていくと、ぐちゃぐちゃになってしまうのではないかという感じはします。

田中委員 この赤字で書いている今後のスケジュールを見たら、1月10日から1月31日とあって、下に入学式前まで受付可能と書いてあります。そして別表第1の教育上の配慮の中に、障がいのある児童生徒、不登校等、部活動とあるのですが、障がいのある子どもの人数が変わると学級数が変わるかと思うんです。ただ1月31日までというのであれば、ちょうど市の就学指導委員会完了になって、2月になったらそれぞれ障がいのあるお子さんに、あなたは通常学級ですとか通級ですとか支援学校ですというのが2月の頭から最後までいくんですね。それに伴って教員の配置が変わったりします。その辺のスケジュールが合うのかなと思ったのですが。

学校教育課長 その点につきましては十分にこちらでも配慮して、教員が不足するとか、子どもが異動したことによる教員の過不足とか、そういったことはないように考えております。

田中委員 急に1人が動くことで学級数が超えるときがあるじゃないですか。その超えるときは、今でも非常勤が足りなくて空いているところがあるのに、今年度は無理だということもあるかもしれないと親も結構迷いやすくて、最後の最後まであがくというか、何かちょっと気になります。

学校教育課長 先程申しましたとおり、その点につきましては十分こちらでも留意をしながら、子どもが1人動いたことにより教員が不足するということが生じないように、これは我々も最後の最後までみていきたいと考えておりますし、そういったことから1月の31日に申込は締める、という形にしております。その後の異動に関しましても対応はしていくということで考えており

ます。

田中委員 そのスケジュールをしっかりとしておく必要があると思います。

山本委員 敢えて入学式まで異動可能と書かないといけないのですか。1月31日でもう締め切りにしてもいいのではないかと思います。そのあとは、入学した後にどうしてもという理由のときは転校なり何なりする人はするでしょうけれども。やはり私もいろんな教育関係の人と話していると、何人来るんだとかとか配置とかいうのは、やりますと言ってもやっぱり結構大変だと思いますよ。

学校教育課長 法律上、制度上は一応入学式までということではありますが、ここに記載することにつきましては、今ご意見いただきましたので、検討させていただけたらと思います。

山本委員 法律があるのですね。

福島委員 皆さんいろんな意見出ていますけど、世の中は今ものすごく多様化していて、規則どおりというのがやっぱりやりにくくなっているんですね。だから、その規則どおりじゃなくてもいいよというのが今度の改正なのですから、私はもう仕方ないのではないかと思います。それを今多様化している中で、別府市だけ規則どおりやれというのはやはり無理がありますよね。私はもう、これは世の中に従っていつているのだから仕方ないなと思います。結局要件どおりにすべてやるというのは難しいですよ。

寺岡教育長 今、県内の市町村では、豊後高田市は通学区域がございませぬのでどこを選んでも大丈夫です。ただ距離が広いので、遠くまで行くのはなかなかで、あそこはスポーツで取りたいので、ある学校のスポーツのために、という考え方もあります。別府の場合は隣接というとほとんどくっついてしまいますので、住居のあるところから遠くに行くというのはあんまり考えられないんですけれども、課長が答弁したように、幹線道路とか河川とか、非常に危険なところを通らざるを得ない。今福島委員がおっしゃったように、学校の規模も教員も、規則で全部行政側が決めているんですね。ですから規制が緩和されると、この学校は不登校が多いからとか荒れているからこっちを、ということがあるんですけど、そこはうちのほうで、人事でどうしても変えてきましてですね、その先生がいる間はいいけどいなくなると、ということがあるので、すべての学校の校長先生を中心に、どこの学校を選んでもいいような、やっぱり教員の意識改革にもなるから、自分の学校をしっかりと守っていこうという、そういう学校の先生方を作らないと。県外から転入するときやっぱり別府市はどこの学校がいいですかと聞かれるんですけどこれは言えませんが、そういうふうに関心が高いので、どんな通学制度であっても、教育の質をしっかりとしないといけないなと思います。課題についてはさっきも言いましたように、また声を聞いて、どうしても人数が多いなら上限の定数を決めて、あとは抽選とかですね、大分でやっているような形で。偏っても悪いですよ。いろんな声が出てくると思います。

その他ございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 44 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 44 号は議決することに決定いたしました。

◎ 最高教育 A I 責任者補佐官の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 5、議第 45 号 最高教育 A I 責任者補佐官の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課参事 それでは 16 ページ、17 ページをご覧ください。議第 45 号につきましては、規定により議決を求めるものです。
先般市長に信任しております最高教育 A I 責任者の補佐官に、株式会社 Doit 代表取締役、土井敏裕氏を新たに委嘱したいと考えております。土井氏は、これまでも別府市の教育に深く関わっていただき、特に ICT 教育分野では、専門的な知見を元に推進計画の策定や教員研修等にご尽力をいただいております。教育 DX にも詳しく、本市教育への関わりの深い土井氏は最高教育 A I 責任者を補佐する上適任と考えています。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 土井さんは、もうかなり前から別府の学校のこういうお仕事をされていると思うのですが、具体的に、土井さんがこれをして各学校に年間何回ぐらい訪問して、どんな効果が上がっているのかということが知りたいのと、もうひとつは、土井さんに支払われる報酬はどれぐらいかというのを教えていただきたいです。

教育部長 現在 Doit と教育委員会と契約を結んでおります。その内容は、今、タブレットの関係でいろんな場面で使用方法が聞きたいとか、トラブルがあったときに、学校に来ていただくような契約をしております。回数につきましては必要に応じてということなので、特に制限を設けていなくて、学校の必要に応じて、学校訪問しているというような状況です。今回補佐官になっていただくんですけども、前回もこの補佐官の報酬についてご質問があって、今後我々も、他の同様なケースと比べてどのような金額がいいのかというところを検討していくというお話をさせていただいたのですが、これは決定ではありませんけども、今のところ 1 回につき 4,900 円の金額を謝礼としてお支払いしようと考えております。この 4,900 円というのは、他の別府市行政も含めまして、同等な形で市に対して助言等を行った場合

について、4,900 円という金額がありますので、今回の補佐官につきましても、1 回につき 4,900 円の謝礼をお支払いしようと考えております。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 45 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 45 号は議決することに決定いたしました。

◎ その他

【概要】 ※令和 7 年 11 月定例教育委員会の開催日程について、令和 7 年 11 月 28 日（金）17:30 より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和 7 年 10 月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。